

吉川市子どもの貧困対策推進計画策定に係る基礎資料

令和5年7月

目次

1. 子どもの貧困を取り巻く国・県の動向.....	1
(1) 子どもの貧困率.....	1
(2) 子どもの貧困に関連する法律・制度の動き.....	2
(3) 国・県における関連計画等のポイント.....	3
2. 吉川市の関連データ.....	4
① 子どもの人口動向.....	4
② 外国人市民（18歳未満）の推移.....	5
③ 女性の就業率や就業上の地位.....	6
④ 生活保護世帯の状況.....	7
⑤ ひとり親家庭の状況.....	8
⑥ 児童扶養手当の受給者数等の推移.....	8
⑦ 就学援助制度の認定率の推移.....	9
⑧ 子どもの学習支援事業参加者数の推移.....	9
⑨ 就学資金の貸付状況（推移）.....	10
3. 吉川市子育て世帯生活実態調査の結果.....	11
(1) 調査の概要.....	11
(2) 本市の所得水準の設定について.....	11
(3) 結果概要.....	12
1 基本情報.....	12
2 子どもの状況.....	14
3 保護者や家庭・経済状況について.....	22
4 団体ヒアリング.....	28
4. 吉川市子どもの貧困対策推進計画（第1期）の達成状況.....	29
(1) 評価区分と基準.....	29
(2) 達成状況（概要）.....	29
(3) 基本目標ごとの成果等.....	30
5. 子どもの貧困を取り巻く現状・動向や生活実態調査から見えてきた今後の課題.....	33
(1) 分野横断的な課題.....	33
子どものライフステージと、困難な状況にある家庭の多様な背景を踏まえた包括的な支援.....	33
(2) 施策推進における課題.....	33
1. 子どもの育ちに直接つながる支援.....	33
2. 子どもを守り支える保護者への支援.....	34
3. 生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援.....	35
4. 支援の輪の仕組みづくり.....	35

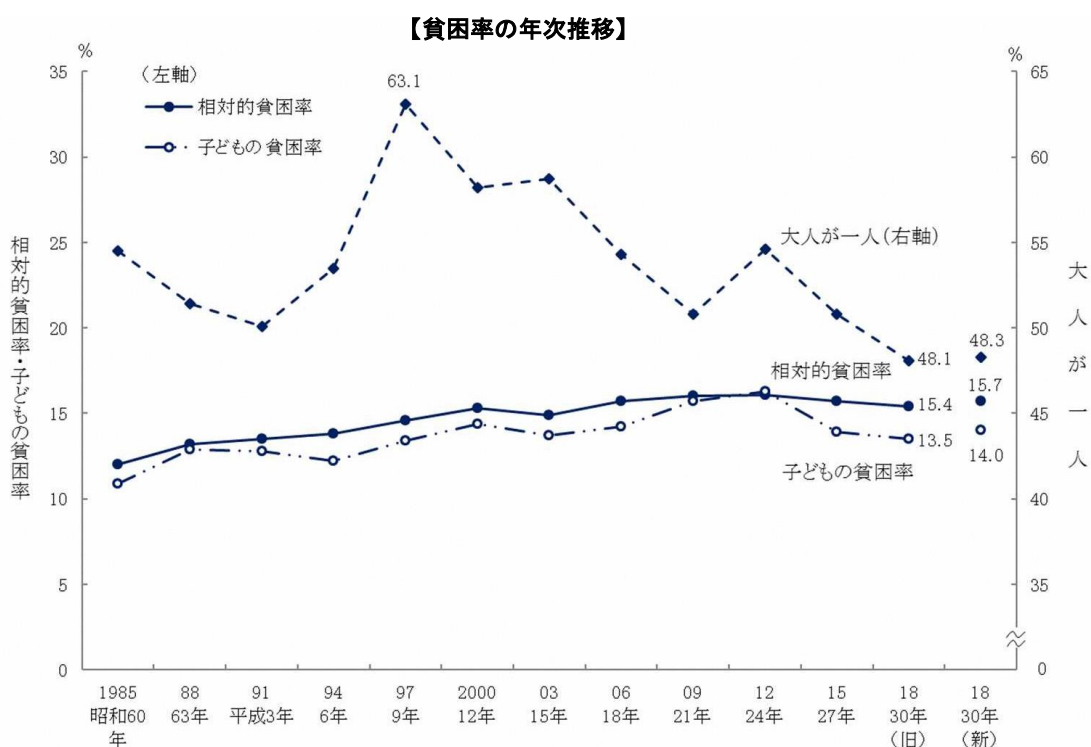
1. 子どもの貧困を取り巻く国・県の動向

(1) 子どもの貧困率

国によると、「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得（いわゆる手取り収入）が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない子どもの割合のことをいいます。平成30年の貧困線は127万円となっています。

OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した「子どもの貧困率」は、厚生労働省の令和元年（2019年）国民生活基礎調査によると、平成30年（2018年）は14.0%と、7人に1人が貧困状態にある結果となっています。過去最多であった平成24年（2012年）の16.3%から2.3ポイント下がっていますが、大きな改善が見られない状況です。

また、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員のうち「大人が二人以上」の世帯員では貧困率が10.7%（下図では未表記）であることに対し、「大人が一人」の世帯員では貧困率が48.1%となっており、厳しい状況であることがうかがえます。



- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上85歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

資料：総務省統計局資料『「2019年国民生活基礎調査の概況」』（厚生労働省）抜粋

(2) 子どもの貧困に関連する法律・制度の動き

法令名	改正内容等
子どもの貧困対策の推進に関する法律 (2013年制定)	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目指す。
子供の貧困対策に関する大綱 (2014年制定)	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、以下を明記。 1 子供の貧困対策に関する基本的な方針 2 子供の貧困に関する指標 3 指標の改善に向けた当面の重点施策
ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト (2015年)	経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭、多子世帯の自立を応援するために、以下のような支援策の充実の考え方を提示。 1 支援につながる 2 生活を応援 3 学びを応援 4 仕事を応援 5 住まいを応援 6 社会全体で応援
子供・若者育成支援推進大綱 (2016年制定)	全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指し、以下の5つの基本的な施策を提示 1 全ての子供・若者の健やかな育成 2 困難を有する子供・若者やその家族への支援 3 子供・若者の成長のための社会環境の整備 4 子供・若者の成長を支える担い手の養成 5 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正 (2019年制定)	目的に子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることを明記。基本理念に以下3項目を明記。 1 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること 2 各施策を子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて、包括的かつ早期に講ずること 3 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること
子供の貧困対策に関する大綱の見直し (2019年)	p 3 参照
こども家庭庁設立 (2023年4月)	こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として設立
こども基本法 (2022年6月成立、 2023年4月施行)	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。 同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。子ども施策の基本理念は以下の通り。 ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・ <u>差別的取扱いを受けないように</u> すること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法 の精神にのっとり <u>教育を受ける機会が等しく与えられる</u> こと ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度 に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して <u>意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会</u> が確保されること ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度 に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、 <u>十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保</u> ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、 <u>子育てに伴う喜びを実感できる社会環境</u> の整備

(3) 国・県における関連計画等のポイント

子どもの貧困対策の推進に関する法律

その他踏まえるべき法律等

子供の貧困対策に関する大綱

(2019年11月改訂)

【目的】

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

【一部改定のポイント】

1. 目的、基本理念の充実

- 子どもの「将来」だけではなく「現在」に向けた子どもの貧困対策を推進すること、各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること 等

2. 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する

- 母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が**有機的に連携**するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図る。

3. 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する

- 親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話に追われる子供がいる（ヤングケアラー等）、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、**困窮層は多様であることに留意する**

4. 市町村による貧困対策計画の策定

- 市町村に対する子どもの貧困対策計画策定の**努力義務**が規定された

- ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 子供・若者育成支援推進大綱

- こども基本法・こども大綱

- こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）（こども家庭庁）

- 成育基本法 等

【子どもの貧困対策の推進に関する法律以外に紐づいている法律等】

- 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」

- 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「都道府県自立促進計画」

- 厚生労働省通知に基づく「都道府県母子保健計画」

- 厚生労働省通知に基づく「都道府県社会的養育推進計画」

国

埼玉県子育て応援行動計画

(2019年制定)

【基本理念】

「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を産み育てることに希望を持てる社会づくり

【子どもの貧困対策に関連する事項】

第2章「施策の展開」の中で、「5 子供の貧困対策の推進、配慮を要する子供への支援」を施策の柱として掲げている。

【施策の柱5の具体的施策】

- ①「子供の貧困」対策の推進
- ②ひとり親家庭への支援
- ③障害児への支援
- ④一人ひとりの状況に応じた支援

県

吉川市の上位・関連計画

- 第6次総合振興計画

- 地域福祉計画

- 子ども・子育て支援事業計画

- 障がい者計画

- 教育大綱 等

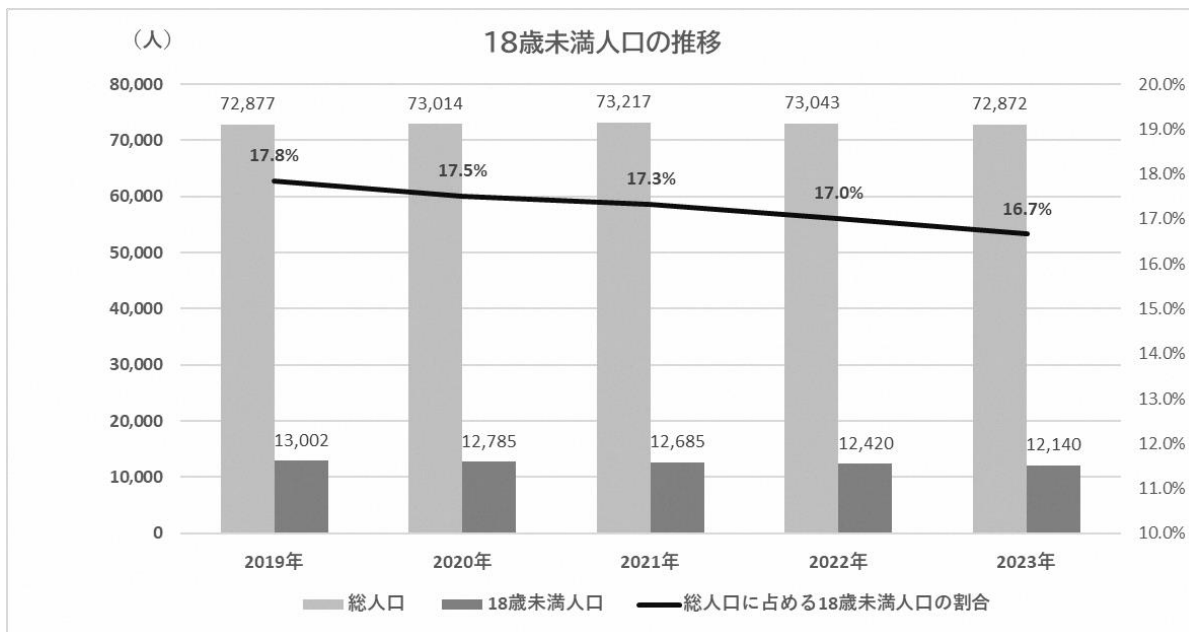
(仮称) 第2期吉川市子どもの貧困対策推進計画

2. 吉川市の関連データ

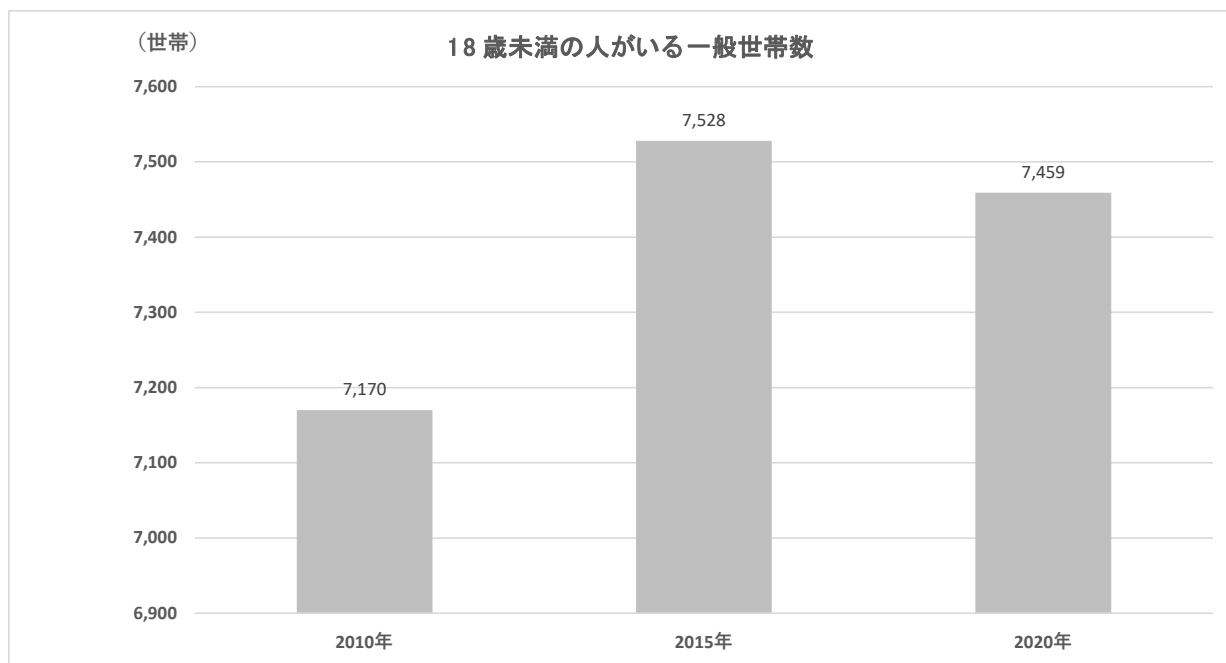
① 子どもの人口動向

本市の18歳未満人口は、過去5年間の推移で見るとわずかに減少しており、令和5年（2023年）4月1日現在で12,140人となっています。

また、18歳未満の人がいる一般世帯数は令和2年国勢調査で7,459世帯となっています。



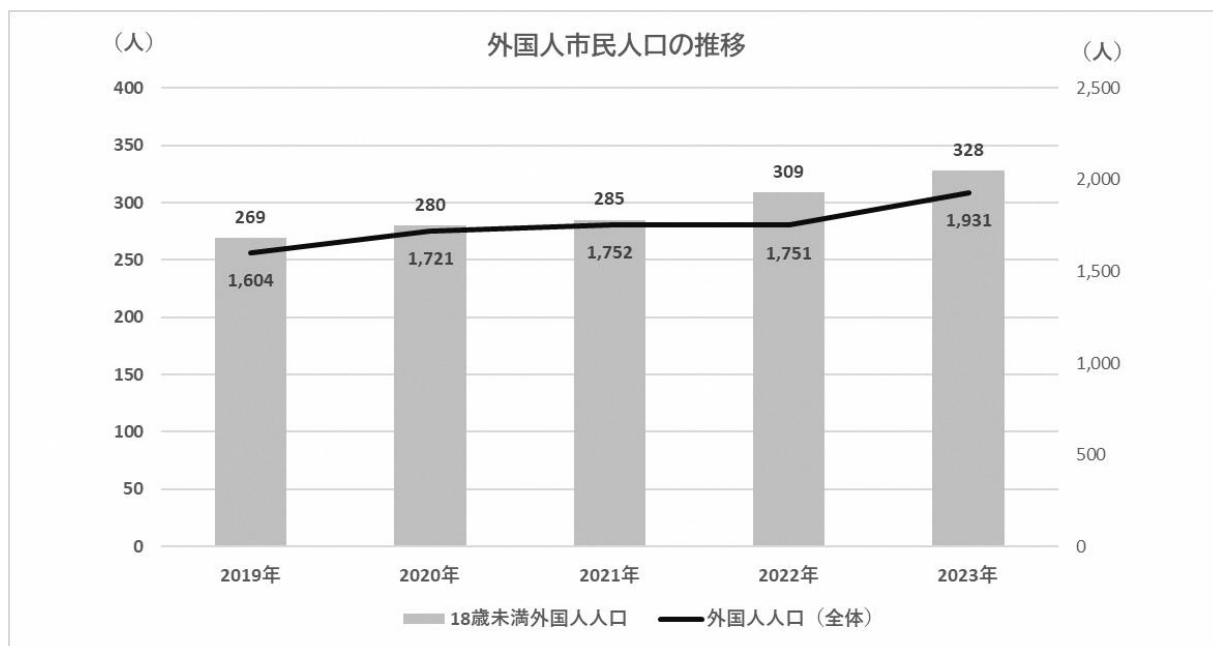
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）



資料：国勢調査

② 外国人市民（18歳未満）の推移

本市の外国人市民（全体）は増加傾向で、過去5年間で1.2倍となっています。また、18歳未満の外国人市民人口は、過去5年間で1.22倍と全体よりわずかに増加率が高くなっています。

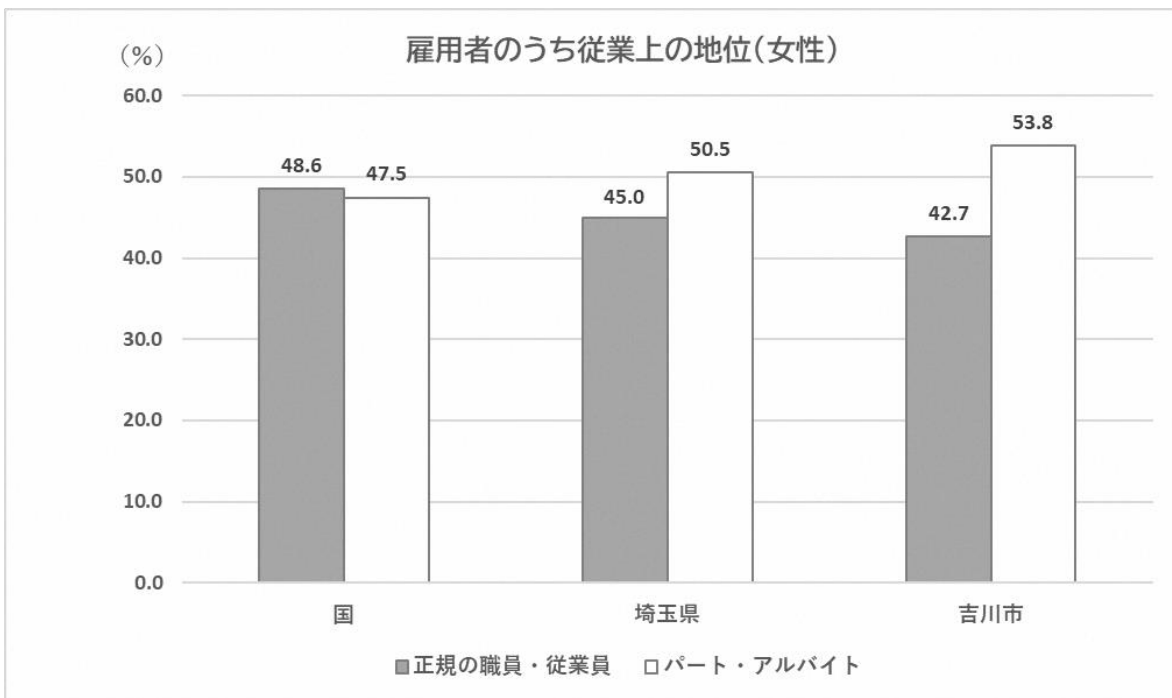
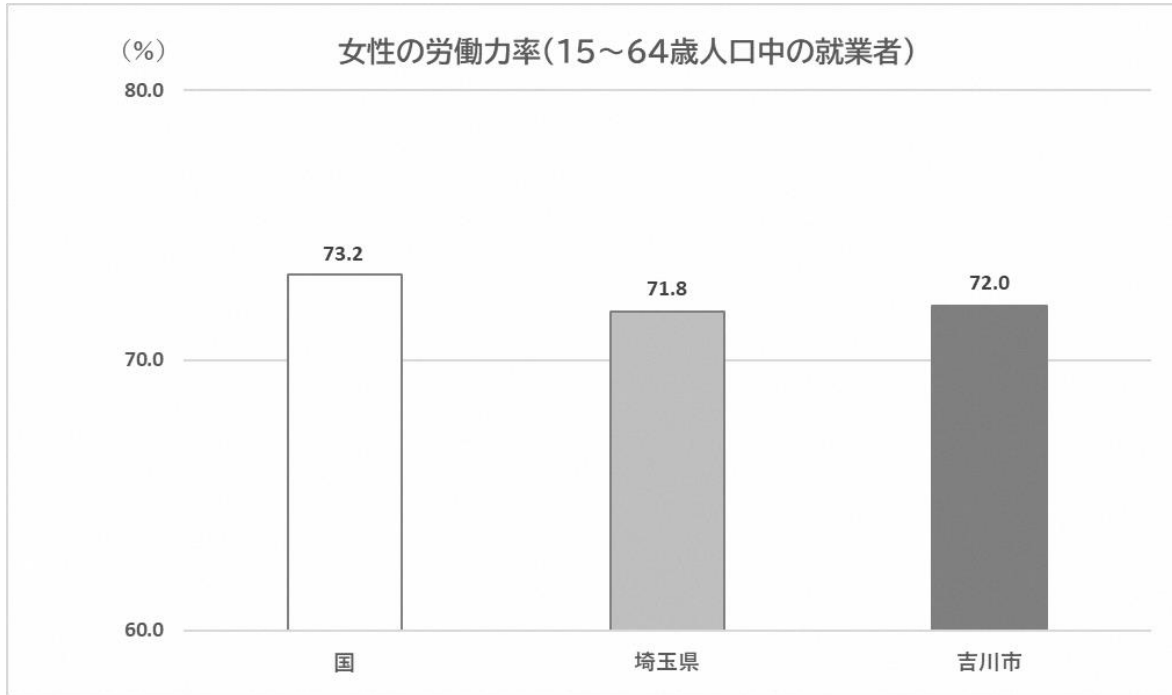


資料：住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

③ 女性の就業率や就業上の地位

令和2年国勢調査において、吉川市における15～64歳女性の労働力率は72.0%と、国平均を下回っており、埼玉県と同程度となっています。

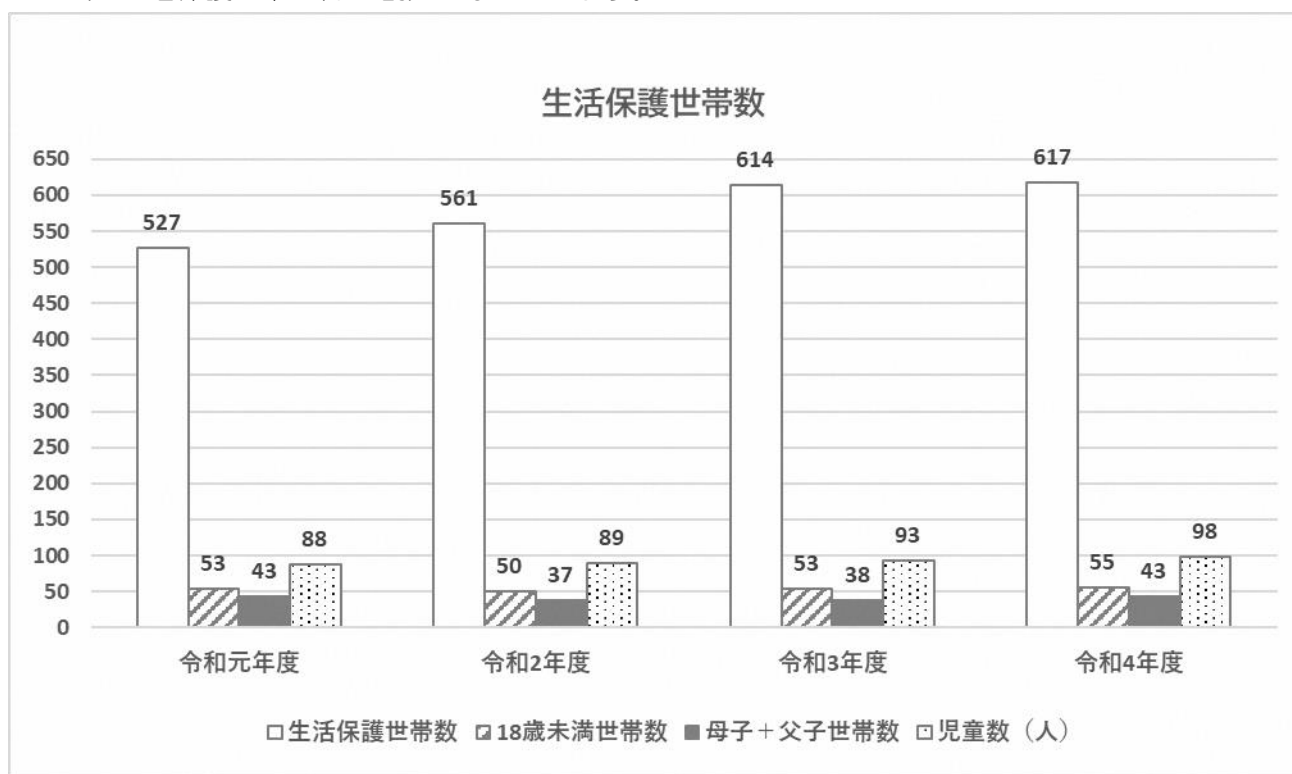
また、就業上の地位をみると、女性の雇用者のうち、「正規の職員・従業員」の割合が42.7%と、全国や埼玉県をやや下回っていることに対し、「パート・アルバイト・その他」の割合が53.8%と上回っています（ただし、「正規の職員・従業員」の割合は令和2年（2020年）と平成27年（2015年）と比較すると、約4%増加しています）。



資料：令和2年国勢調査

④ 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は、総数及び18歳未満を含む世帯とも増加傾向となっています。また令和4年度（2022年度）においては、生活保護世帯のうち18歳未満がいる世帯が55世帯（全生活保護世帯の約1割）となっています。

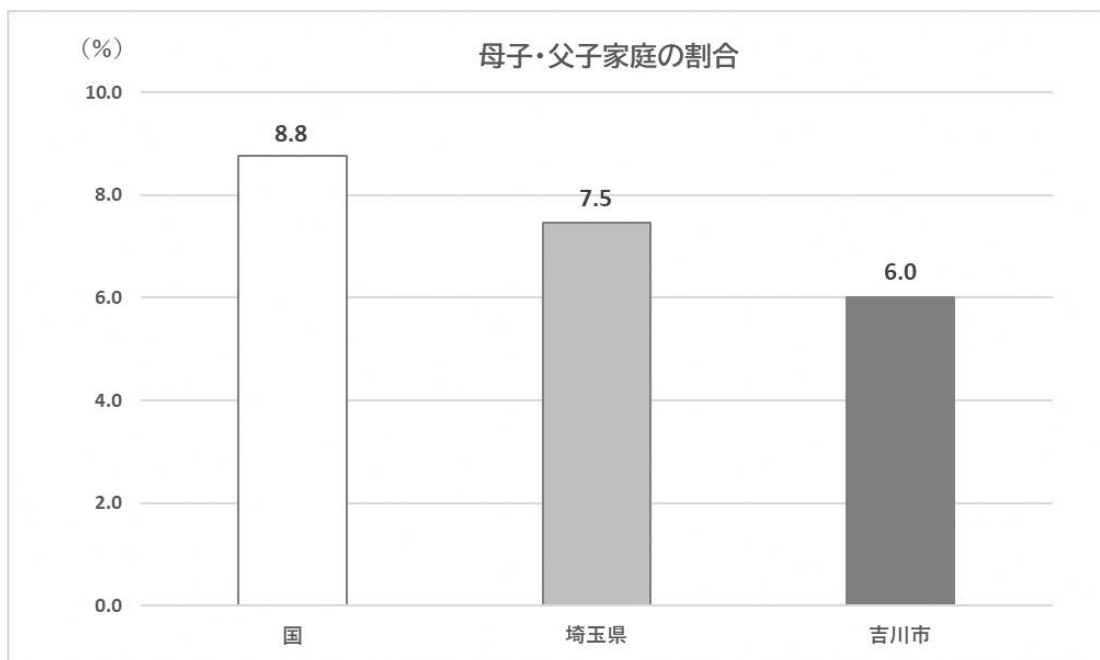


	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活保護世帯数	527	561	614	617
18歳未満世帯数	53	50	53	55
母子+父子家庭数	43	37	38	43
児童数	88	89	93	98
小学生	26	26	23	20
中学生	16	12	13	12
高校生	6	9	7	6

資料：地域福祉課（各年度3月31日時点）

⑤ ひとり親家庭の状況

令和2年国勢調査において、吉川市における20歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、母子・父子家庭の割合は6.0%と、全国及び埼玉県よりも低い割合となっています。

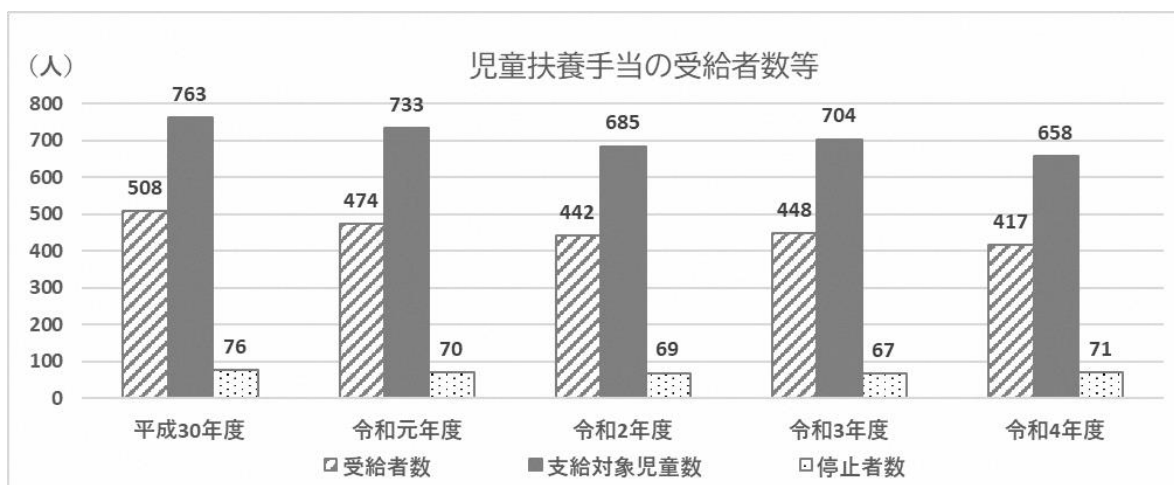


資料：令和2年国勢調査

⑥ 児童扶養手当の受給者数等の推移

児童扶養手当の受給者数は、微減傾向であり、令和4年度（2022年度）では417人となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給権者	584	544	511	515	488
受給者数	508	474	442	448	417
支給対象児童数	763	733	685	704	658
停止者数	76	70	69	67	71



資料：子育て支援課（各年度2月末時点）

⑦ 就学援助制度の認定率の推移

小学校・中学校の児童・生徒の就学援助の認定率は減少傾向にあります。

認定率は、小学生では7～8%前後、中学生では8～10%前後で推移しています。

【就学援助費認定率】

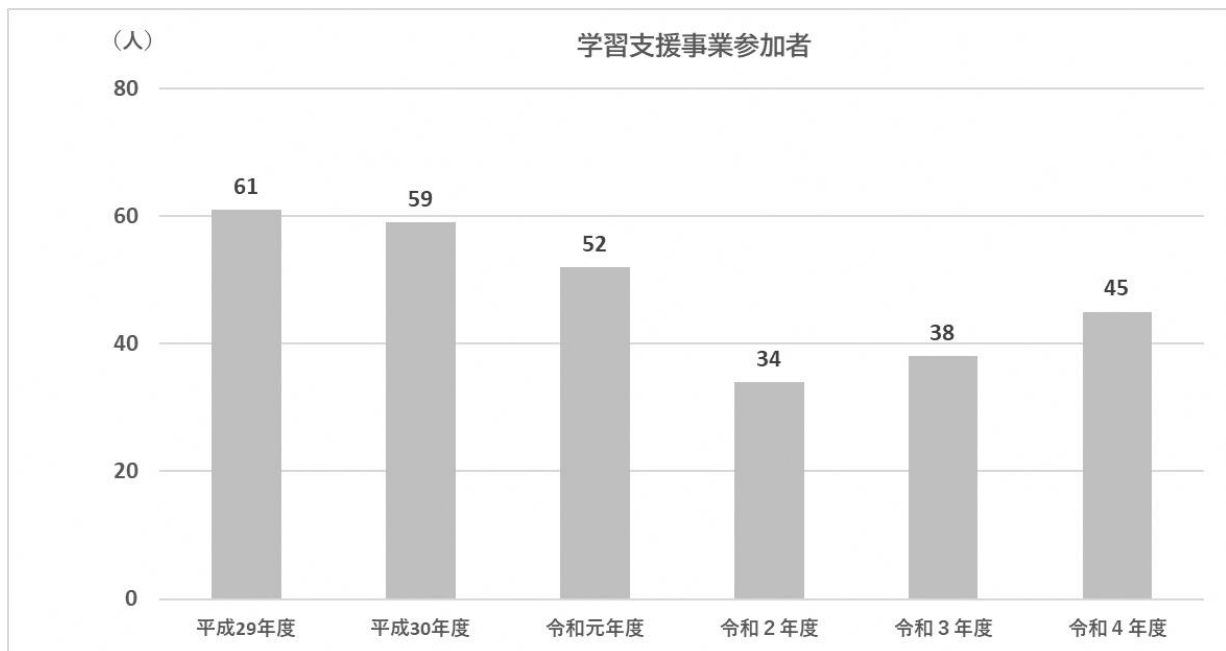
小学校	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総児童数（人）	4,453	4,440	4,441	4,265	4,187
認定児童数（人）	363	379	326	299	298
うち生活保護受給者数	7	15	12	10	13
認定率（%）	8.96	9.57	7.88	7.01	7.12

中学校	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総児童数（人）	2,101	2,100	2,141	2,206	2,188
認定児童数（人）	226	214	195	191	183
うち生活保護受給者数	13	12	9	4	6
認定率（%）	10.76	10.19	9.11	8.66	8.36

資料：教育総務課

⑧ 子どもの学習支援事業参加者数の推移

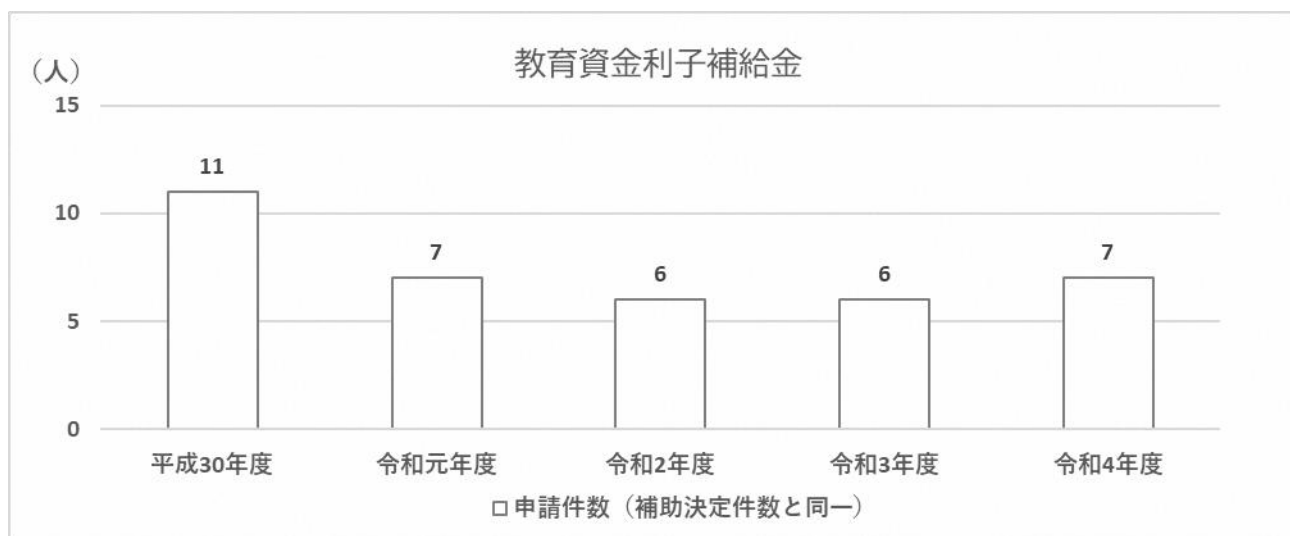
生活保護受給者・生活困窮者の学習支援事業への参加者数は、平成 30 年度（2018 年度）までは 60 人前後で推移しています。令和 2 年度（2020 年度）は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時的に減少しましたが、令和 3 年度（2021 年度）からは再び増加傾向となっています。



資料：地域福祉課（各年度 3 月 31 日時点）

⑨ 就学資金の貸付状況（推移）

教育資金利子補給金（※）の申請件数は、毎年 10 人前後で推移しています。



※教育資金利子補給金：高校や大学などに在学中である学生の入学金や授業料、通学費などに利用するため、日本政策金融公庫や吉川市内に支店のある金融機関の教育ローンを借り受けた保護者に対して、発生した利息額（年間2万円上限）に対し、補給を行う制度。

資料：教育総務課

3. 吉川市子育て世帯生活実態調査の結果

(1) 調査の概要

調査の目的	すべての子どもたちの未来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の将来に希望を感じ、志を持てる地域社会の実現に向け取り組んでいくため、お子さんのいるご家庭の状況を把握することで、市の施策に反映することを目的としています。
調査対象	0歳児の子どもがいる家庭 市内の保育園・幼稚園に通う年長児（令和4年4月1日時点で5歳児）の子どもがいる家庭 市内小学校に通う小学5年生の児童と保護者 市内中学校に通う中学2年生の生徒と保護者
調査期間	令和4年7月～令和4年12月
調査方法	直接配布一郵送回収、保育園・幼稚園・小学校・中学校を通じて配布一直接回収
回収状況	全体：回収数 2,837 通／配布数 3,691 通（76.9%）

(2) 本市の所得水準の設定について

本市における貧困の状況にあると考えられる世帯の割合等を把握するため、国が国民生活基礎調査により定めている「貧困線」を参考に設定した水準に基づいて、「低所得層」に属する世帯の割合を算出しました。

「低所得層」の割合は、「①世帯員の人数」、「②可処分所得（手取り収入）」の2つの要素から計算しています。なお、世帯の収入の設定においては、おおむね100万円単位で区分した金額の選択肢を設定しています。

【例】可処分所得額（手取り収入）を200～299万円と回答した3人世帯の場合

国の貧困線基準		本市の実態調査の選択肢区分（抜粋）
世帯員人数	可処分所得額（手取り収入）	
3人	212万円	⑤ 200～299万円 を選択 ⇒ 「グループⅡ」に該当 ⑥ 300～399万円 を選択 ⇒ 「グループⅢ」に該当

【本市の調査票における可処分所得分類】

世帯員人数	国の貧困線の基準 (可処分所得) (平成30年所得)	可処分所得の水準					
		グループⅠ	グループⅡ	グループⅢ	グループⅣ	グループⅤ	グループⅥ
1人	124万円未満	100万円未満	130万円未満	200万円未満	—	300万円未満	300万円以上
2人	175万円未満	100万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	500万円以上
3人	210万円未満	130万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	600万円以上
4人	245万円未満	130万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	600万円以上
5人	275万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	600万円未満	700万円未満	700万円以上
6人	300万円未満	200万円未満	300万円未満	500万円未満	600万円未満	800万円未満	800万円以上
7人	325万円未満	200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	800万円未満	800万円以上
8人	345万円未満	200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	900万円未満	900万円以上
9人以上	365万円未満	200万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	900万円未満	900万円以上

黒枠内を「低所得層」と定義

(3) 結果概要

1 基本情報

【「低所得層世帯」の割合】

◆前回調査と比較して「低所得層」の割合は減少傾向

平成30年度調査と比較して低所得線を下回る世帯の割合は、今回調査で7.4%から5.4%まで低下しています。

年代別でみると、中学2年生家庭が7.2%となっており、他の年代よりも「低所得層」の割合がやや高くなっています。

	本市調査からの 推計値	(参考) 前回調査
中学生以下の子どもがいる世帯のうち低所得線を下回る世帯の割合	5.4%	7.4%
中学生以下の子どもがいるひとり親世帯のうち低所得線を下回る世帯の割合	43.7%	44.4%

- ここでは、各調査の回答者の世帯のうち、前項の「本市の調査票における可処分所得分類」において「低所得層」に属する世帯の割合を表している。「国民生活基礎調査」では、世帯に含まれるすべての子どものうち、貧困線以下の等価可処分所得水準で生活する子どもの割合を「子どもの貧困率」（平成30年データでは、13.5%）として算出しているが、本市の調査とは母集団、調査手法、調査項目、算出の手法の違いにより、単純に比較することはできないことに留意が必要である。
- 可処分所得の設問が「無回答」の世帯（全体で87件、約5.1%）を除いて割合を算出している。

上段:件数 下段:%	対象者	低所得層	低所得層以外	無回答
全体	1,713 100.0	92 5.4	1,534 89.6	87 5.1
乳児家庭	79 100.0	4 5.1	74 93.7	1 1.3
年長児家庭	492 100.0	21 4.3	450 91.5	21 4.3
小学5年生家庭	541 100.0	24 4.4	488 90.2	29 5.4
中学2年生家庭	601 100.0	43 7.2	522 86.9	36 6.0

【きょうだいの数について】

◆小学5年生及び中学2年生の「低所得層」はきょうだいの数が4人以上の割合が低所得層以外よりも高くなっている

きょうだいの数について、全体では「2人」が最も多く、次いで「3人」となっています。

所得水準分類別にみると、低所得層で「ひとり」が低所得層以外よりも割合が高くなっているほかに、「4人」「5人以上」の割合が12.0%と、低所得層以外の6.0%の2倍となっているのが特徴となっています。

【きょうだいの数 所得水準分類別】

	ひとり(回答者のお子さんのみ)	2人	3人	4人	5人以上	無回答
小学5年生・中学2年生 低所得層【n=67】	22.4	41.8	23.9	6.0	6.0	0.0
小学5年生・中学2年生 低所得層以外【n=1,010】	14.0	53.8	25.9	4.6	1.4	0.3

1位:網掛け白抜き文字 2位:グレー網掛け黒太文字

2 子どもの状況

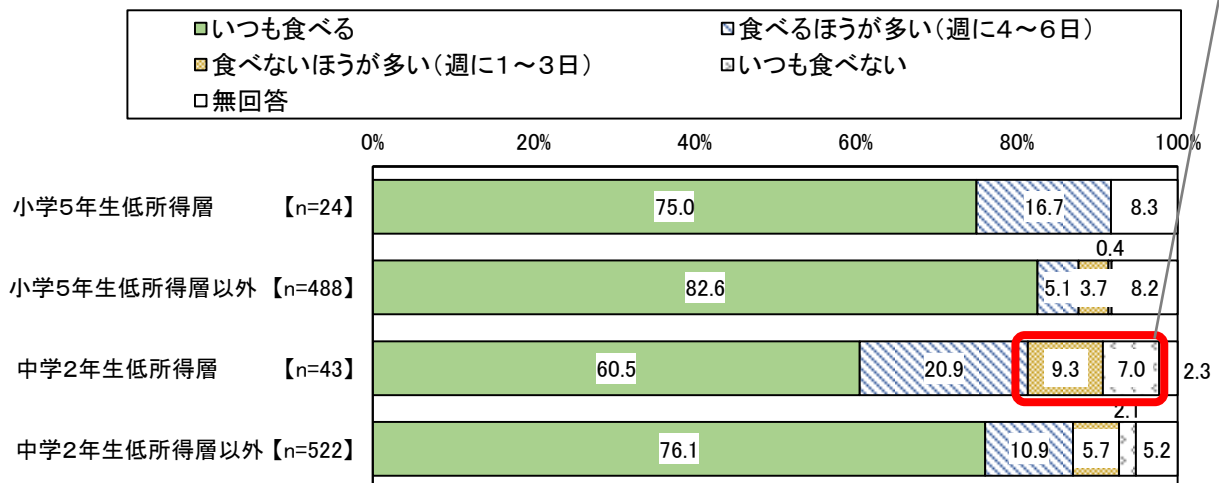
【子どもの生活や健康について】

- ◆「低所得層」の子どもは、朝ごはんを「いつも食べる」割合が低い
- ◆中学2年生の「低所得層」で、前回調査結果より「食べない」割合が増加

子どもが朝ごはんを「いつも食べる」割合は、低所得層の方は低所得層以外と比べて低くなっています。特に、中学2年生の「低所得層」では「食べないほうが多い(週に1~3日)」と「いつも食べない」の合計が16.3%となっており、回答の多さが顕著となっています。さらに、前回調査と比較すると、「食べない」傾向の割合が増加しています。

特に中学2年生の低所得層では「食べない」割合が高い

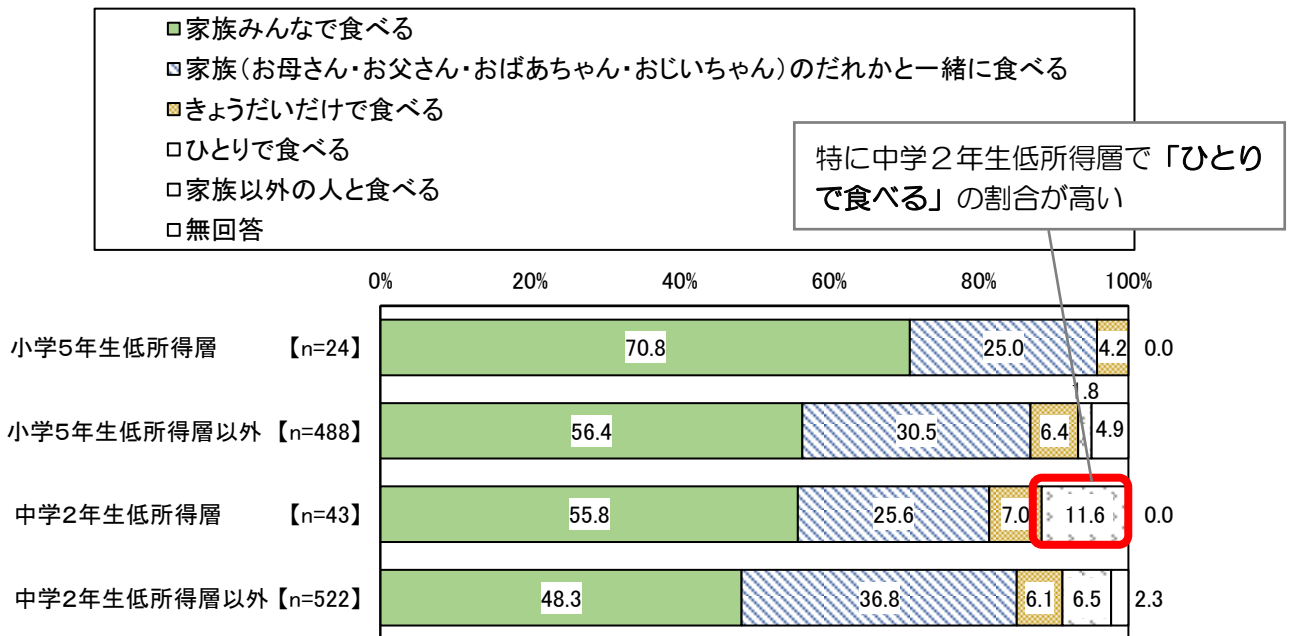
【朝食の摂取状況 所得水準分類別】



◆中学2年生の「低所得層」は、平日の夕ご飯を「ひとりで食べる」割合が高い

平日の夕ご飯をだれと食べるかについて、「家族みんなで食べる」が最も多くなっています。一方、夕ご飯を「ひとりで食べる」割合については、所得水準分類別にみると、中学2年生低所得層で11.6%と最も高くなっています。

【平日の夕ご飯をだれと食べるか 所得水準分類別】



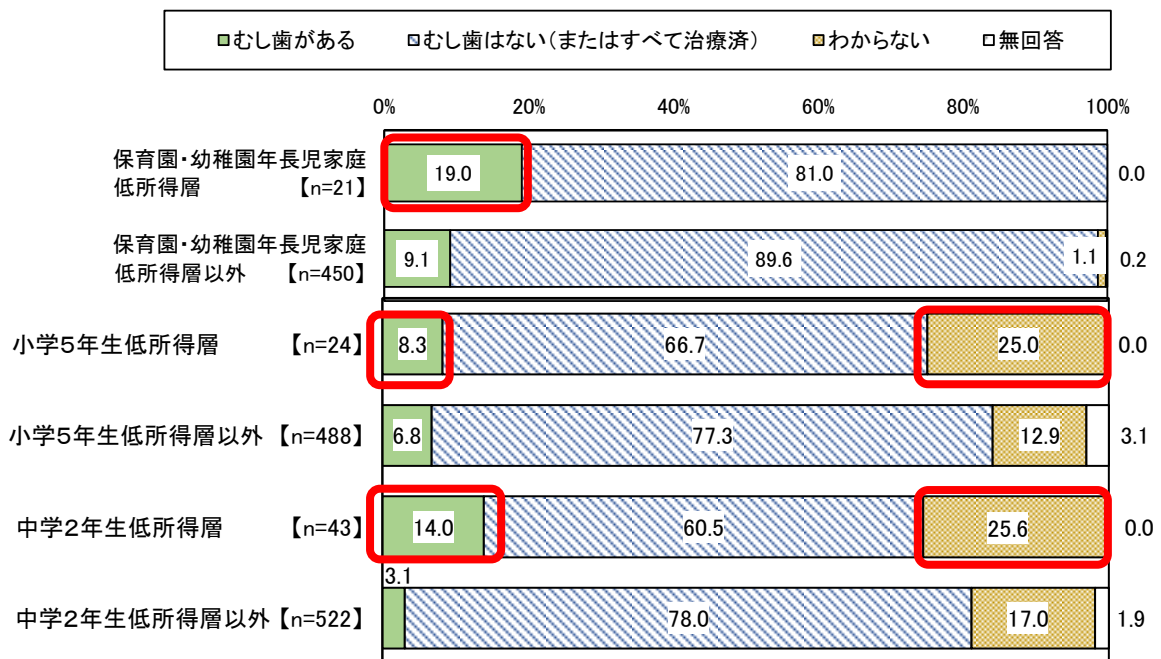
◆「低所得層」の就学前の子どもについて、「むし歯がある」と回答する保護者の割合が高い

◆小学5年生・中学2年生の「低所得層」本人は、「むし歯がある」、「わからない」の回答割合が高い

むし歯の状況について、全体では、「むし歯はない（またはすべて治療済み）」が最も多くなっています。

所得水準分類別にみると、どの年代でも「低所得層」の家庭の子どもで「むし歯がある」が低所得層以外と比べて高くなっています。さらに、小学5年生・中学2年生本人の「低所得層」で「わからない」という回答が多くなっているのも特徴です。

【むし歯の状況 所得水準分類別】



◆小学5年生の「低所得層」は、「習い事」等の割合が低い

放課後、過ごす場所について、全体として、「自分の家」が最も多くなっています。

所得水準分類別にみると、2番目に多い回答について、小学5年生の低所得層以外では「習い事」となっていることに対し、「低所得層」では「公園」となっており、「習い事」という回答には「低所得層」と低所得層以外で3倍以上の差があります。また、「学習塾」の回答の割合についても、「低所得層」は低所得層以外と比較すると顕著に低くなっています。

【放課後過ごす場所 所得水準分類別】

	自分の家	親せきの家	友達の家	学習塾(国語・算数・理科・社会・英語)	習い事(そろばん・習字・ピアノ・スポーツ・ダンスなど)	公園	大型スーパー	ゲームセンターやカラオケ	児童館・公民館・おあしす・体育館	その他	わからない	無回答
小学5年生 低所得層【n=24】	83.3	4.2	16.7	4.2	12.5	25.0	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0	4.2
小学5年生 低所得層以外【n=488】	88.5	3.5	16.6	19.3	41.2	28.7	2.0	0.8	6.1	6.1	0.2	2.7
中学2年生 低所得層【n=43】	97.7	0.0	16.3	27.9	14.0	23.3	2.3	4.7	2.3	0.0	0.0	0.0
中学2年生 低所得層以外【n=522】	93.5	0.2	8.4	33.1	18.8	12.5	2.7	2.7	3.8	1.5	0.4	1.9

1位:網掛け白抜き文字 2位:グレー網掛け黒太文字

「学習塾」や「習い事」の
差が大きい

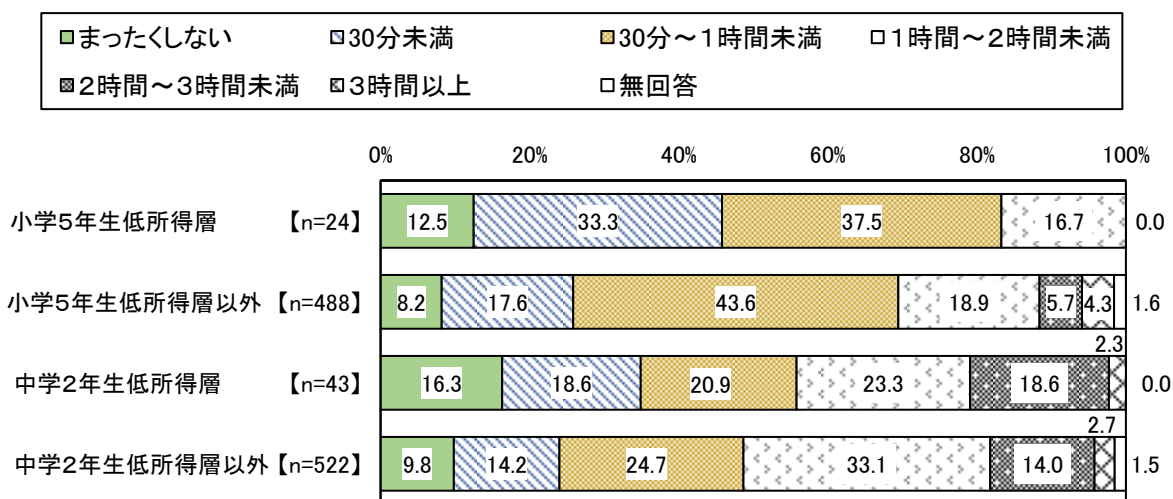
【学習や教育について】

◆「低所得層」の子どもは、平日の勉強時間が短く、特に「30分未満」の割合が高い

学校の授業以外で1日何時間くらい、勉強するかについて、全体でみると、小学5年生は「30分～1時間未満」、中学2年生は「1時間～2時間未満」がそれぞれ最も多くなっています。

所得水準分類別にみると、小学5年生、中学2年生ともに低所得層の方が低所得層以外と比べて勉強時間が短くなっています。「まったくしない」が小学5年生低所得層で12.5%と、低所得層以外より4.3ポイント高く、中学2年生低所得層で16.3%と低所得層以外より6.5ポイント高くなっています。

【平日の勉強時間 所得水準分類別】



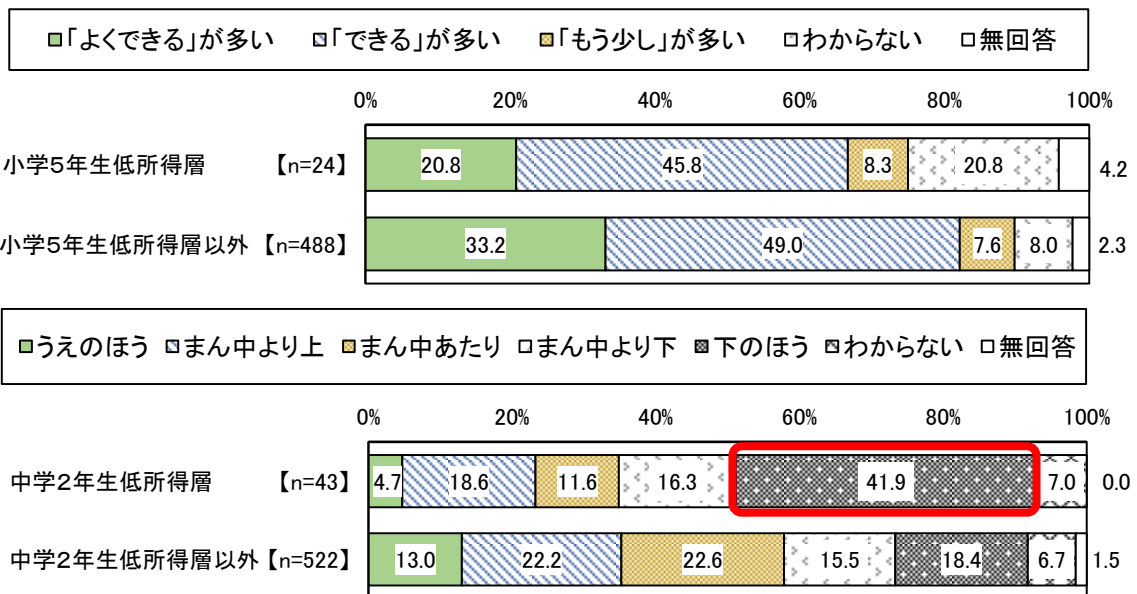
◆中学2年生の「低所得層」では、学校での成績は、「下のほう」の割合が高い
(最も多く回答されている選択肢)

学校の成績は、全体では小学5年生で「「できる」が多い」が最も多く、次いで「「よくできる」が多い」となっています。

所得水準分類別にみると、小学5年生の低所得層以外は「「よくできる」が多い」と「「できる」が多い」が「低所得層」より高くなっています。

特に、中学2年生では、「下のほう」という回答が低所得層以外で18.4%と約2割であることに
対し、低所得層が41.9%と最も多い回答となっており、大きな差が見られます。

【学校での成績 所得水準分類別】

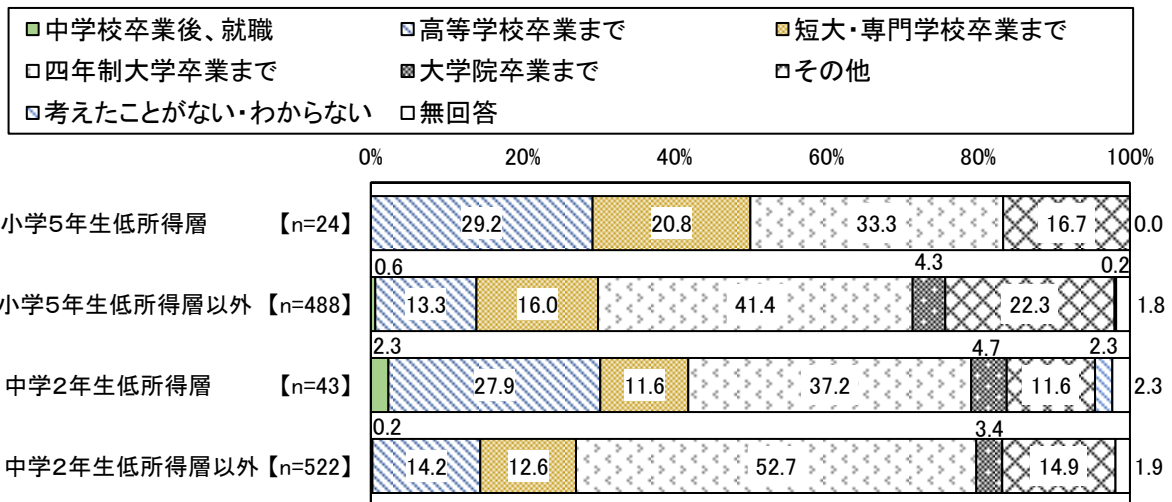


◆子どもの進路希望は、「低所得層」は、「四年制大学卒業まで」の割合が低く、
子どもの成長につれてその差が拡大している

将来の進学希望については、全体では小学5年生・中学2年生のいずれも本人、保護者ともに「四年制大学卒業まで」が最も多くなっています。

所得水準分類別にみると、全ての所得層で「四年制大学卒業まで」が最も多くなっていますが、小学5年生では低所得層で33.3%、低所得層以外で41.4%と8.1ポイントの差となっています。また、中学2年生になると、低所得層では37.2%と、低所得層以外の52.7%より15.5ポイント低く、子どもの成長につれて差が大きくなっています。

【子どもの進路希望 所得水準分類別】



【コロナ禍による生活の変化】

◆小学5年生の「低所得層」で「親以外の大人や友達と話をすること」の割合が減少傾向

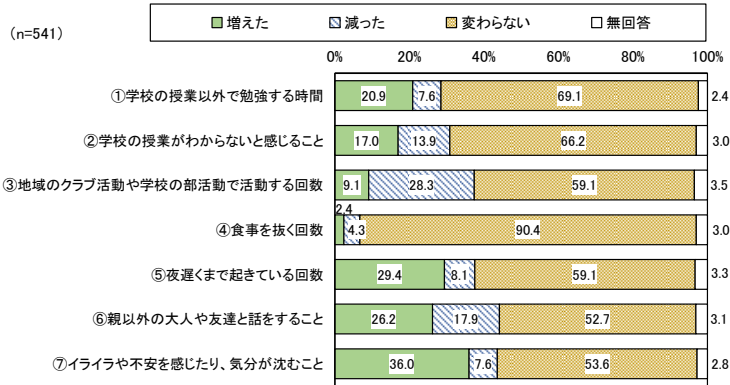
◆中学2年生の「低所得層」で「学校の授業がわからないと感じること」、「食事を抜く回数」の割合が増加傾向

新型コロナウイルス感染症の拡大による生活の変化について、「増えた」と回答した割合が最も高いのは、小学5年生では「⑦イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」、中学2年生では「⑤夜遅くまで起きている回数」となっています。これに対して、「減った」と回答した割合が最も高いのは、小学5年生、中学2年生ともに「③地域のクラブ活動や学校の部活動で活動する回数」となっています。

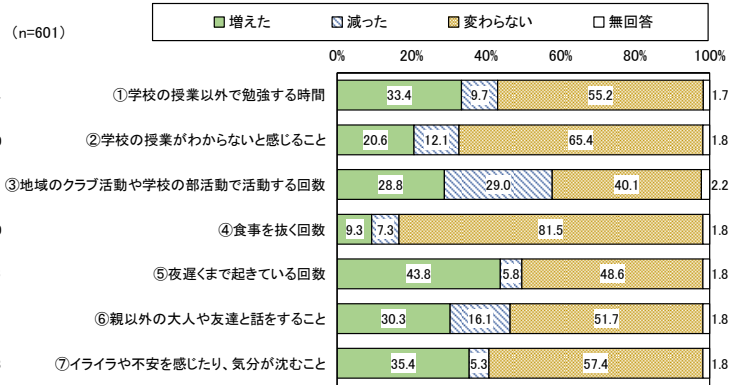
一方、所得水準分類別にみると、低所得層は、概ね全ての項目で低所得層以外と大きな違いはありませんが、小学5年生について、「⑦イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」について低所得層で「増えた」の割合がより高くなっています。また、「⑥親以外の大人や友達と話をすること」については小学5年生低所得層で「減った」という回答が低所得層以外より多くなっています。

中学2年生低所得層では、学校の授業以外で勉強する時間が「変わらない」割合が高いにもかかわらず、「②学校の授業がわからないと感じること」が「増えた」という回答が高くなっているほか、「④食事を抜く回数」が「増えた」という回答が低所得層以外よりも顕著に高くなっています。

【コロナ禍による生活の変化 小学5年生】



【コロナ禍による生活の変化 中学2年生】



【「⑥親以外の大人や友達と話をすること」の変化 小学5年生】 【「⑦イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」の変化 小学5年生】

	増えた	減った	変わらない	無回答
小学5年生 低所得層【n=24】	16.7	25.0	58.3	0.0
小学5年生 低所得層以外【n=488】	26.6	17.6	52.7	3.1

1位：網掛け白抜き文字 2位：グレー網掛け黒太文字

	増えた	減った	変わらない	無回答
小学5年生 低所得層【n=24】	54.2	4.2	41.7	0.0
小学5年生 低所得層以外【n=488】	35.7	7.6	54.1	2.7

1位：網掛け白抜き文字 2位：グレー網掛け黒太文字

【「②学校の授業がわからないと感じること」の変化 中学2年生】

	増えた	減った	変わらない	無回答
中学2年生 低所得層【n=43】	30.2	11.6	58.1	0.0
中学2年生 低所得層以外【n=522】	20.3	12.3	65.7	1.7

1位：網掛け白抜き文字 2位：グレー網掛け黒太文字

【「④食事を抜く回数」の変化 中学2年生】

	増えた	減った	変わらない	無回答
中学2年生 低所得層【n=43】	18.6	7.0	74.4	0.0
中学2年生 低所得層以外【n=522】	9.0	7.5	82.0	1.5

1位：網掛け白抜き文字 2位：グレー網掛け黒太文字

3 保護者や家庭・経済状況について

【就労について】

◆母親の就労状況は、「低所得層」で「正社員・正規職員」の割合が低い

◆「低所得層」は、母親が「働いていない」割合が高い

母親の職業について、全体で「正社員・正規職員」は乳児家庭で46.8%と高く、子どもの成長につれて「パート・アルバイト」の割合が高くなり、小学5年生家庭、中学2年生家庭では5割を超えています。

所得水準分類別にみると、低所得層以外と比較するといずれも「正社員・正規職員」への回答割合が低所得層以外よりも低く、特に小学5年生における差が大きくなっています。また、低所得層では「働いていない」への回答が「パート・アルバイト」に次いで多くなっていることも特徴です。

なお、「働いていない」理由について、低所得層以外では「家事育児に専念」が最も多いことに対し、低所得層では「病気療養中」が半数を超えて最も高くなっています（ただし、設問における低所得層の母数が少ないため単純比較はできません）。

【母親の就労状況 所得水準分類別】

	正社員・正規職員	パート・アルバイト	契約社員・嘱託・非常勤等	人材派遣会社の派遣社員	自営業・在宅ワーク	内職	その他	働いていない	無回答
小学5年生 低所得層【n=24】	8.3	66.7	0.0	4.2	4.2	0.0	4.2	12.5	0.0
小学5年生 低所得層以外【n=488】	21.1	50.0	3.7	2.5	5.1	0.8	0.8	13.9	2.0
中学2年生 低所得層【n=43】	16.3	48.8	2.3	2.3	7.0	0.0	2.3	16.3	4.7
中学2年生 低所得層以外【n=522】	22.6	52.7	2.5	1.1	5.2	0.0	0.4	12.8	2.7

1位：網掛け白抜き文字 2位：グレー網掛け黒太文字

【ひとり親家庭について】

◆ひとり親家庭は、子どもの成長とともに割合が増加している

◆ひとり親家庭に占める「低所得層」の割合が高い

ひとり親家庭と推測される家庭の割合は、乳児家庭では0%（該当なし）、年長児家庭では4.1%、小学5年生家庭では5.0%、中学2年生家庭では6.7%となっています。

また、ひとり親家庭に占める「低所得層」の家庭の割合は、年長児家庭で50.0%、小学5年生家庭では40.7%、中学2年生家庭では42.5%といずれも高くなっています。

上段：件数 下段：%	対象者	ひとり親家庭	ひとり親家庭 以外	無回答
全体	1,713 100.0	87 5.1	1,617 94.4	9 0.5
乳児家庭	79 100.0	0 0	79 100.0	0 0
年長児家庭	492 100.0	20 4.1	471 95.7	1 0.2
小学5年生家庭	541 100.0	27 5.0	511 94.5	3 0.6
中学2年生家庭	601 100.0	40 6.7	556 92.5	5 0.8

上段：件数 下段：%		全体	低所得層	低所得層 以外	無回答
全体		1,713 100.0	92 5.4	1,534 89.6	87 5.1
乳児家庭	全体	79 100.0	4 5.1	74 93.7	1 1.3
	ひとり親家庭	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	ひとり親家庭以外	79 100.0	4 5.1	74 93.7	1 1.3
年長児家庭	全体	492 100.0	21 4.3	450 91.5	21 4.3
	ひとり親家庭	20 100.0	10 50.0	9 45.0	1 5.0
	ひとり親家庭以外	471 100.0	11 2.3	441 93.6	19 4.0
小学5年生家庭	全体	541 100.0	24 4.4	488 90.2	29 5.4
	ひとり親家庭	27 100.0	11 40.7	15 55.6	1 3.7
	ひとり親家庭以外	511 100.0	13 2.5	472 92.4	26 5.1
中学2年生家庭	全体	601 100.0	43 7.2	522 86.9	36 6.0
	ひとり親家庭	40 100.0	17 42.5	22 55.0	1 2.5
	ひとり親家庭以外	556 100.0	26 4.7	500 89.9	30 5.4

【母親の健康状態について】

◆「低所得層」の母親で健康状態が「よくない」傾向の割合が高い

母親の現在の健康状態について、よいと回答した割合（「よい」と「どちらかといえばよい」の合計）は、全体ではすべての家庭で5割を超えています。

所得水準分類別にみると、小学5年生、中学2年生ともに低所得層でよくないと回答した割合（「どちらかといえばよくない」と「よくない」の合計）が低所得層以外と比較すると高く、小学5年生で20.9%と8.4ポイント、中学2年生で23.3%で10.1ポイントの差となっています。

【母親の健康状態 所得水準分類別】

	よい	どちらかとい えばよい	普通	どちらかとい えばよくない	よくない	無回答
小学5年生 低所得層【n=24】	20.8	20.8	37.5	16.7	4.2	0.0
小学5年生 低所得層以外【n=488】	32.8	23.2	31.4	11.5	1.0	0.2
中学2年生 低所得層【n=43】	27.9	25.6	20.9	9.3	14.0	2.3
中学2年生 低所得層以外【n=522】	32.8	21.8	31.4	11.7	1.5	0.8

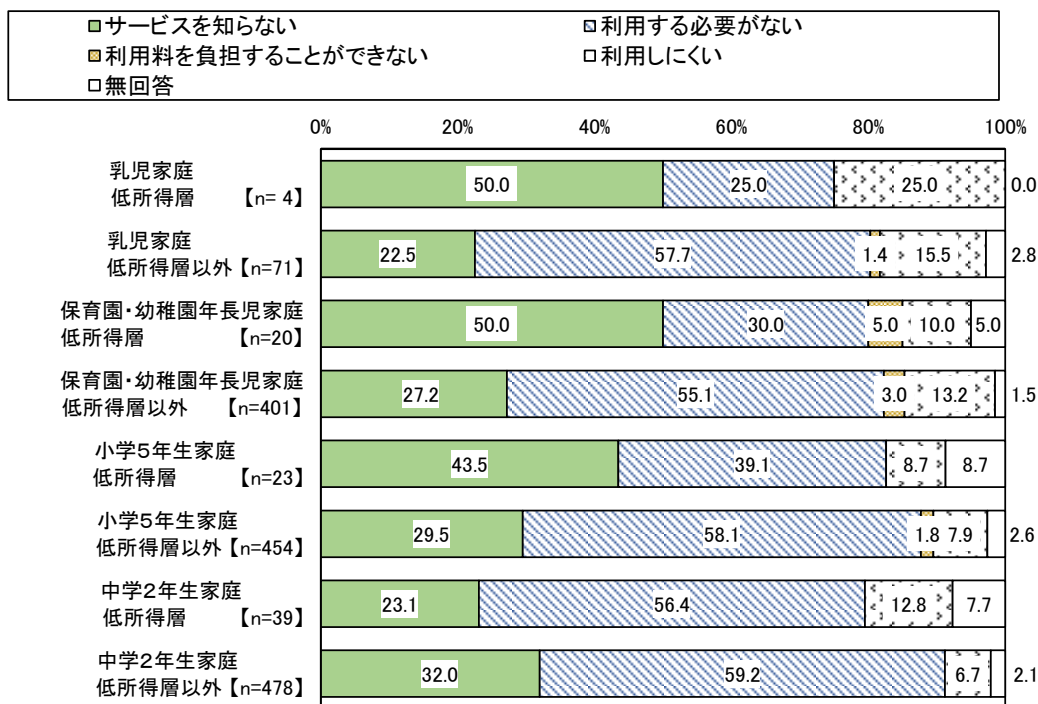
1位: 網掛け白抜き文字 2位: グレー網掛け黒太文字

【市の取り組みの認知度】

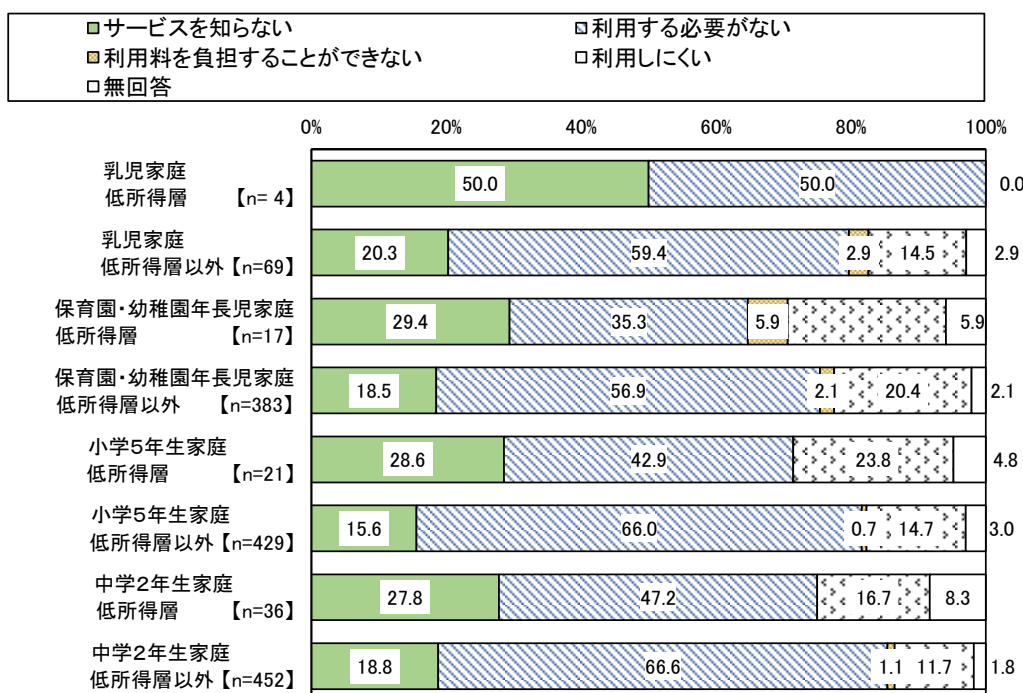
◆「低所得層」では、市が実施する「サービスを知らない」という項目が多い

市の取り組みについて、利用したことがない理由についてたずねたところ、所得水準分類別にみると、低所得層以外では、「利用する必要がない」が高くなっていることに対し、低所得層では「サービスを知らない」への回答が比較的高くなっており、特に「産前・産後ヘルプサービス」「ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）」「子育て支援センター」「ファミリー・サポート・センター」「緊急サポートセンター」で差が大きくなっています。

【産前・産後ヘルプサービス 所得水準分類別】



【ファミリー・サポート・センター 所得水準分類別】



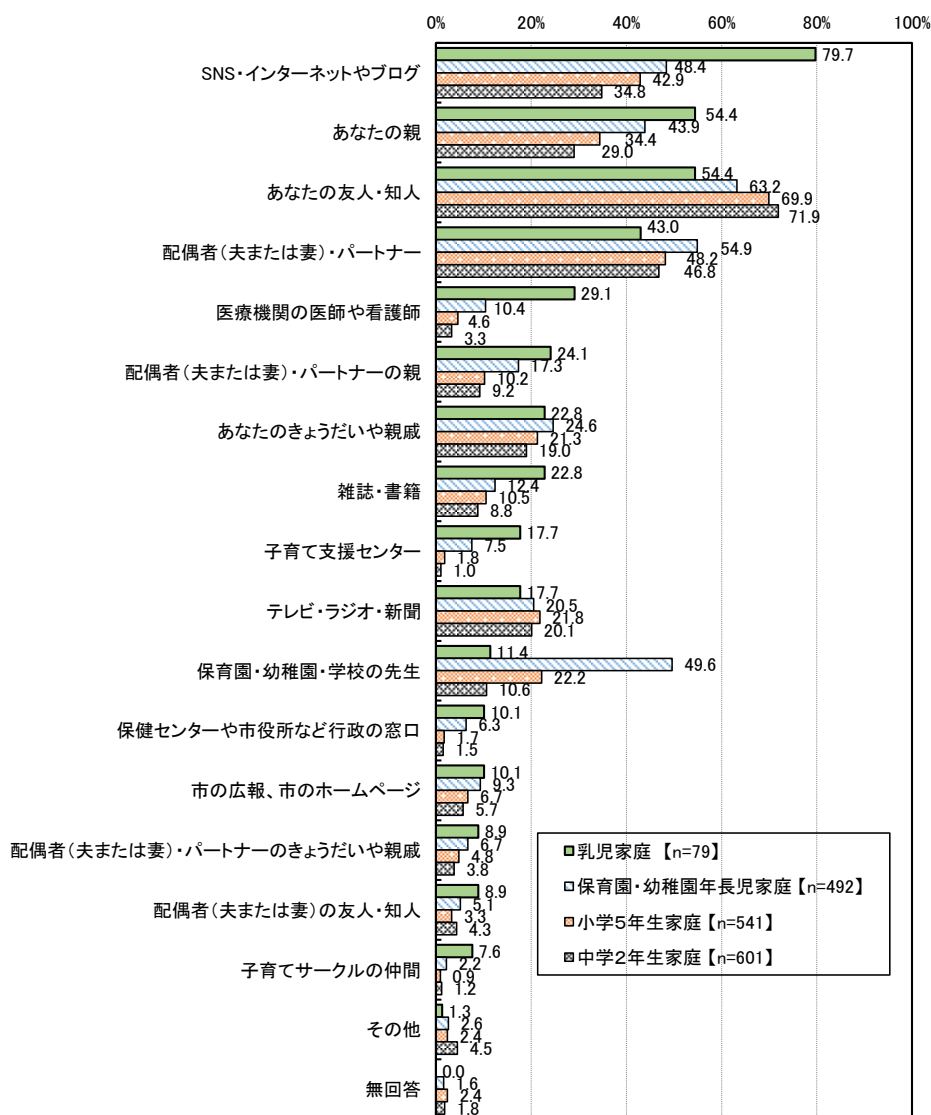
【情報の入手方法について】

- ◆子育てに関する情報の入手先は、「人」以外の情報媒体として「SNS・インターネットやブログ」の割合が圧倒的に高い
- ◆「低所得層」の保護者では情報入手先に関する各選択肢への回答割合が低い

子育てに関する情報の入手先は、「あなたの友人・知人」「配偶者（夫または妻）・パートナーの親」のほかに、「SNS・インターネットやブログ」が多くなっており、特に特に乳児家庭で79.7%と他の家庭に比べて非常に高い割合となっています。

なお、所得水準分類別にみると、低所得層では特に「配偶者（夫または妻）・パートナーの親」への回答が低所得層以外と比較すると少なくなっているほか、全体的に回答割合が低所得層以外よりも5ポイント前後の割合で低く、そもそも情報を入手していない家庭が一定数の割合で存在している可能性があります。

【子育てに関する情報の入手先 全体】



【相談できる人の有無】

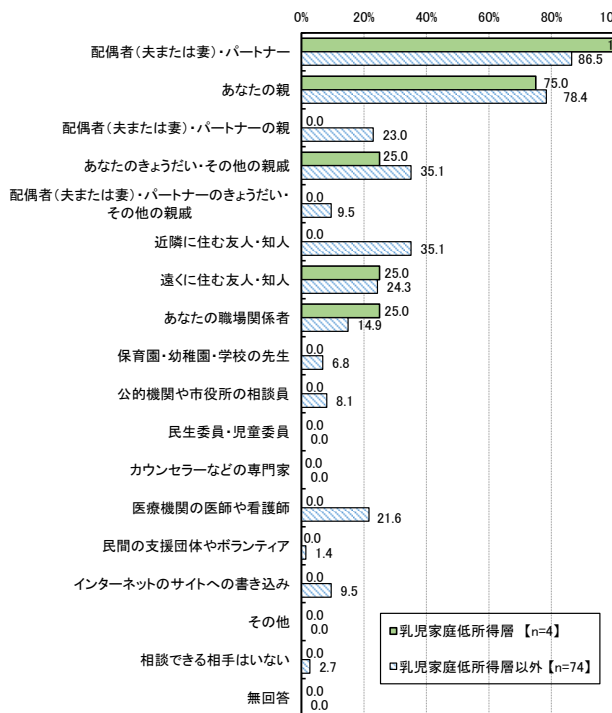
◆「低所得層」は「相談できる相手はいない」の割合が、子どもの成長とともに増加

子育てについての相談相手・相談先は、「配偶者（夫または妻）・パートナー」が全ての家庭で最も多くなっています。

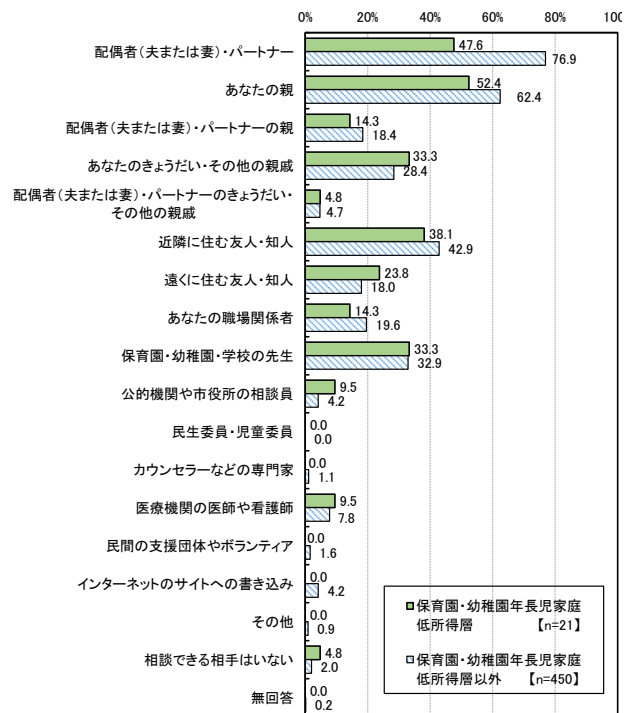
一方、所得水準分類別にみると、乳児家庭では低所得層以外と同様の傾向であったことに対し、子どもの成長とともに、相談相手・相談先が分散・多様化しているほか、「相談できる相手はいない」の割合についても増加しています。

【子育てについての相談相手・相談先 所得水準分類別】

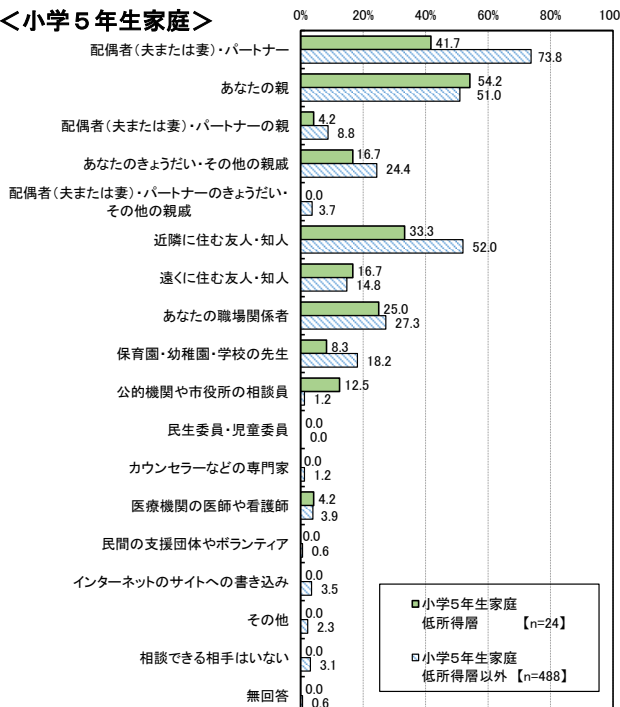
<乳児家庭>



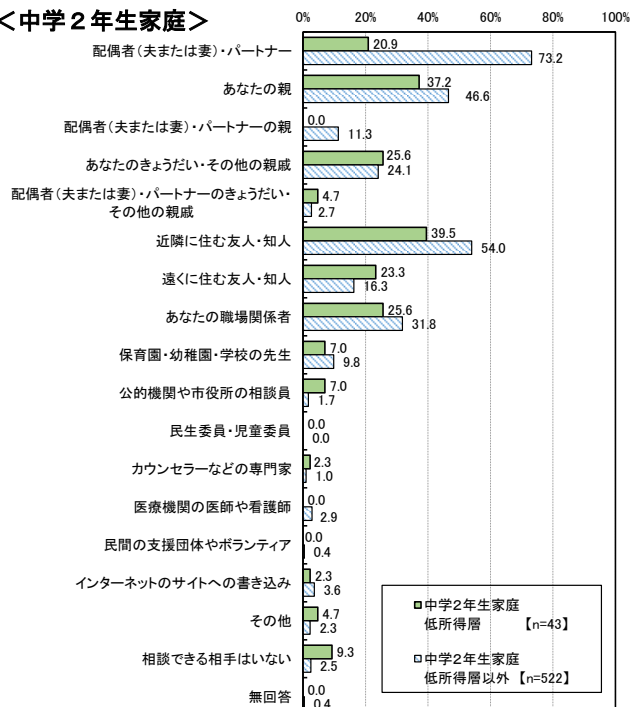
<保育園・幼稚園年長児家庭>



<小学5年生家庭>



<中学2年生家庭>



【幸福度について】

◆「低所得層」のほうが幸福度及び幸福実感は低い

幸福感について、全体では、前回よりも幸せだと思う割合（「とても幸せだと思う」と「幸せだと思う」の合計）が増加しています。

一方、所得水準分類別にみると、低所得層以外よりも低所得層のほうがも幸せだと思う割合が低くなっています。また、低所得層で幸福感について「わからない」への回答が多くなっているのも特徴です。

【幸福度 所得水準分類別】

	とても幸せだと思う	幸せだと思う	あまり幸せだと思わない	幸せだと思わない	わからない	無回答
小学5年生 低所得層【n=24】	8.3	58.3	16.7	0.0	16.7	0.0
小学5年生 低所得層以外【n=488】	24.0	62.5	5.9	1.6	5.5	0.4
中学2年生 低所得層【n=43】	16.3	51.2	11.6	4.7	11.6	4.7
中学2年生 低所得層以外【n=522】	23.0	62.5	5.9	3.1	5.4	0.2

1位:網掛け白抜き文字 2位:グレー網掛け黒太文字

4 団体ヒアリング

市内地域食堂を対象に実施。結果一部抜粋は以下の通り。

【ヤングケアラーについて】

- ・ひとり親世帯や、ヤングケアラーと思われる世帯の利用もある。そのような交流の場を作ってあげたい。

【健康状態・多様な背景や課題を抱える状況について】

- ・ヤングケアラーや身体に障がいのある子ども、学力が追いつかない子ども、発達面での障がいを持っている子どもなどもおり、様々な子どもと関わっている。うつ病を患っている保護者もいるが、上記のような状況が貧困とは限らない。
- ・発達の遅れ、発達障がいのある子どもなど、親が看きれず困っている様子がうかがえるが、食堂がどこまで就学前の子どもの対応をしたら良いか、判断が難しいときがある。
- ・生活することによって、自分を見失っているように見える保護者が多い。就学前の子どもの対応をしたら良いか、判断が難しいときがある。

【コロナ禍による影響について】

- ・コロナ禍による影響による母子・父子世帯は仕事、収入、ワンオペによる子どもへの対応など、とても大変な様子がうかがえる。何でも相談できるガス抜き場、必要があれば繋ぐ場として、自然体で話を聞いている。

【意識啓発・周知・情報格差について】

- ・必要な子どもへ食堂の周知が足りていない。学校等での周知の協力が必要。また、知っているも、親の理解や同意を得られず利用できない子どももいる。
- ・制度を上手に利用できる人や課題を表面化できる人は極一部であり、必要な支援に繋がれない家庭も多くあるのではないかと感じる。

4. 吉川市子どもの貧困対策推進計画（第1期）の達成状況

(1) 評価区分と基準

評価区分	基準
A	目標を上回る・もしくは目標達成
B	目標と同程度
C	目標未達成

(2) 達成状況（概要）

吉川市子どもの貧困対策推進計画では、15 項目の指標を設定し、各施策に取り組んでいます。

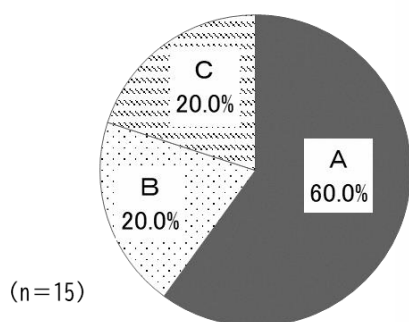
令和4年度までの評価を行った全 15 項目で見ると、9 項目（60.0%）が「A」で、全体の半数以上が目標を「目標を上回る・もしくは目標達成」となっています。

目標別に見ると、「生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援に取り組みます」では「A」評価となっており、進捗状況は良好となっています。一方、「子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます」は「C」の指標が比較的多くなっています。

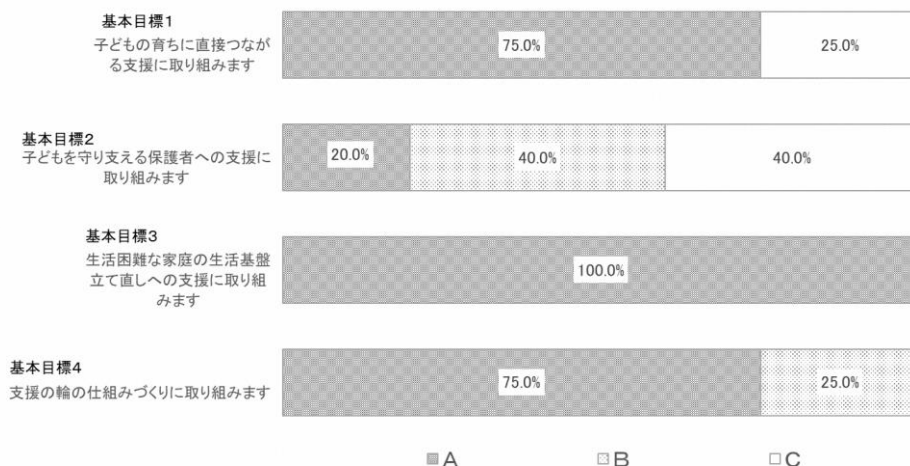
なお、「C」となっているのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が全くあるいは一部実施できなかつたり、実施方法を変更したりしたことによるものが多くなっています。

基本目標	指標名	評価
1	乳児への安否確認実施率（乳児家庭全戸訪問・4か月児健診・家庭訪問により目視確認を実施）	A
	地域寺子屋事業の実施団体数（年間）	C
	子どもの学習支援教室参加者のうち、進学希望の中学3年生と高校3年生が進学した割合	A
	若年者就職相談利用者数（年間）	A
2	ひとり親の交流会の開催数（年間）	B
	ひとり親に対する就労に関する相談会・セミナー等の開催回数（年間）	B
	子育て支援センターの全体の利用者数（年間）	C
	ファミリー・サポート・センター協会会員数（年間、両方会員含む）	A
	要保護児童対策地域協議会個別ケース会議開催数（年間）	C
3	住居確保給付受給者数（年間）	A
	就学援助の啓発回数（年間）	A
4	家庭児童相談受付の件数（年間）	A
	地域の「気づく目」創出に向けた地域への啓発の実施回数（年間）	A
	子ども未来応援集会の開催（年間）	B
	気づき、つなげる力を養う職員、教員への研修の実施回数（年間）	A

【指標の達成状況（全体）】



【指標の達成状況（基本目標別）】



(3) 基本目標ごとの成果等

「すべての子どもが希望をもって力強く成長していけるよう、子どもの貧困を見逃さず、
であう・きづく・つなぐ・つながる未来へ子どもたちを応援します」という基本理念の実現
に向け、事業等に取り組んできました。計画期間の成果等は以下の通りです（特色のある内
容のみ抜粋）。

基本目標 1：子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます

施策 1-1	子どもの成長支援	特色ある食育の推進、不登校・ひきこもりの子どもへの支援等により、子どもの健全な発達につなげている
<ul style="list-style-type: none">●食育に関して、学校給食センター見学・試食会のほか、オンライン交流会を兼ねた中学校給食でのなます料理の提供、学校給食とSDGsを結び付けた献立の開発・食育を通したSDGs啓発など、様々な食に関して学ぶ機会を提供しました。●不登校・ひきこもりの子どもへの支援として、学校に通えない子どもたちが、学習支援や体験活動などを行う教育支援センターへの通級、家庭訪問によるアウトリーチ支援やスポーツや食事による交流の実施のほかに、自分で不安要素を克服する「勇者の旅」プログラムを活用するとともに、中1ギャップなどの防止に努めました。		
施策 1-2	子どもの居場所づくり	複数の子どもの居場所の創出のほかに、それぞれの居場所での多様な活動・支援などを行うことで、子どもが安心して過ごせる「居場所」と「時間」を提供している
<ul style="list-style-type: none">●子どもの居場所に関わる民間活動との連携方策について検討を進めました。●児童館では、体力増進事業、体験活動事業、子育て支援事業のほかに、地域のボランティア等の協力を得て平成31年3月より「ワンダー宿題レスキュー隊」を毎週金曜日開催し、小中学生を見守り、宿題などをサポートする学習支援の場を提供しました。●市内在住の子ども（小学4年生から6年生）を対象に市内企業チームの試合観戦ツアーを実施するなど、スポーツに触れる機会を提供しました。●市内3か所の地域食堂が連携して、令和2年12月によしかわ地域食堂ネットワークが設立され活動が推進されるとともに、それらの地域食堂が主体的に進める運営に際し、食材寄付のつなぎや積極的な周知等を行いました。		
施策 1-3	学習・進学支援	生まれ育った環境や背景に左右されることなく、すべての子どもが学習に取り組める環境を整備している
<ul style="list-style-type: none">●家庭の経済的な事情で学習塾などに通えない中学生や高校生などを対象に、学習支援教室を実施しました。●「個に応じた多様な教育」「きめ細かな指導」を実現するため、教育支援員を会計年度任用職員として採用することで、少人数指導・個に応じた学習指導の充実を図りました。●外国籍等による言葉の問題のある子どもに対し、日本語教室を開催し、日本語をはじめ、日本の文化を教えるとともに、学習者同士やスタッフとのコミュニケーションの場を提供しました。（吉川市国際友好協会との共催事業）また、日本語教室については、開催回数の追加や教室の新設を行いました。		

施策 1-4 若者支援 継続して若者に対する就労支援を行っている

- 令和4年度に「若者支援の在り方検討会議」を設置し、継続して検討を進めています。
- 就労に向けた意欲を持ちながらも、様々な理由で仕事に就くことが困難な若者に対し、合同就職説明会や就活セミナーを開催しました。また、第1・3水曜日に就職相談を実施しました。
- 奨学金制度や教育に関する貸付制度、教育資金利子補給金制度を周知するために、保護者メール（Home&School）により、中学3年生保護者に直接案内を送付するほか、ホームページによる受付周知を通して若者の学びを支援しました。

基本目標 2：子どもを守り支える保護者への支援に取り組みます

施策 2-1 ひとり親家庭等に対する支援 ひとり親がそれぞれ抱えている様々な課題に対して支援を行っている

- ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合ったりする交流機会として、就業支援専門員や、化粧品関連の民間企業を講師に迎え、子どもにかかるお金のはなしとメイク講座を実施しました。
- 母子・父子自立支援員が相談対応を行い、家計管理や養育費の請求等の主訴を明確していく中で必要な情報を提供しました。

施策 2-3 保護者への養育支援 子どもの養育に係る知識を育むための支援を行っている

- 「ほめて♥はぐくむ子育て講座」を実施することで家族との上手なコミュニケーション方法を学ぶ機会を提供しました。
- 団体による家庭教育学級のほか、市主催の家庭教育講座を実施しました
- 月に1回、児童館にて家庭児童相談員による出張相談を実施しました。

施策 2-5 児童虐待対策の強化 多様なアプローチにより、支援を必要とする児童や保護者に確実に支援が届くよう取組を行っている

- 令和元年度から利用者支援員を1名配置し、当事者目線の寄り添い型の支援を実施しました。
- 要保護児童対策地域協議会を軸として、関係機関の連携強化を図るとともに、適宜、個別ケース検討会議を開催しながら、情報の共有、支援策の検討を進めました。
- 要保護児童対策地域協議会の専門性の向上や要援護者見守りネットワークの事業推進などの視点を捉えて、活動事例の紹介等をテーマとした子ども未来応援集会を開催しました。

基本目標 3 : 生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援に取り組みます

施策 3-2	子どもに係る費用負担を軽減するための支援	子どものどの成長段階においても生活が継続できるよう、減免等のみによらず、前例にとられない多様な手法により支出を抑える活動等を行っている
---------------	-----------------------------	---

- 保護者メール（Home&School）、ホームページにより、学校における費用（学用品費、給食費、修学旅行費など）の一部の援助を行う就学援助制度の啓発を行いました。
- 支出を抑える活動として、地域で衣服やおもちゃ、ベビーカー、小物などの交換を行うおさがり交換会が実施されたほか、新たに吉川市社会福祉協議会で制服バトンタッチ事業が展開されました。
- フードバンク活動として、吉川市社会福祉協議会、吉川市民生委員・児童委員などが連携して、夏休みにひとり親家庭等を対象に、子ども未来応援基金を活用しながら、お寺からの寄付を受けた食品（おやつ）を提供しました。

基本目標 4 : 支援の輪の仕組みづくりに取り組みます

施策 4-2	子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進	子どもの貧困に関して持続可能な対策を行うために取り組んでいる
---------------	-----------------------------	--------------------------------

- 吉川市社会福祉協議会と連携して、令和元年度末に吉川市社会福祉協議会に子ども未来応援基金を設置し運用を開始するとともに、市民からいただいた寄付金を基に、子ども未来応援基金の継続した運用を図るため社会福祉協議会へ補助金を支出しました。

施策 4-3	情報共有・連携体制の強化	子どもの貧困に関して持続可能な対策を行うために取り組んでいる
---------------	---------------------	--------------------------------

- 子ども未来応援集会として、市民、地域団体、NPO、行政などが一堂に会する場を設け、そこでお互いの取組みを紹介しながら、情報の共有化を図るなど、持続可能な連携強化を図りました。

施策 4-4	気づき、つなげる人材の育成	子どものまわりにいる大人が、子どもの抱える課題や子どもの状況に気づき支援につなげられるような仕組みづくりを行っている
---------------	----------------------	--

- 子どもの貧困対策、児童虐待対応、ヤングケアラーなど社会問題が続いている中で、教育と福祉との連携強化を図るために、職員、教員等を対象とした合同研修を開催しました。

5. 子どもの貧困を取り巻く現状・動向や生活実態調査から見えてきた今後の課題

(1) 分野横断的な課題

子どものライフステージと、困難な状況にある家庭の多様な背景を踏まえた包括的な支援 ～切れ目ない支援を目指す～

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正の基本理念において、子どもの年齢等に配慮すること、子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があること等が記載されており、それらを踏まえた包括的な支援が必要とされています。
- 生活実態調査では、**家族類型（ひとり親等）やきょうだい数などの子どもの育つ環境をはじめ**、子どもの成長とともに直面する課題や保護者の状況が異なることが明らかとなっています。
- さらに、社会状況の変化や新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な要因により、困難を抱える家庭や子どもを取り巻く状況の変化（外国籍の子どもが増加、解雇等による保護者の就労状況の変化、保護者の心身における健康状態の悪化、子どもや保護者における発達課題、ヤングケアラー等）と子どもの貧困との関わりを加味した上で、包括的に支援できる体制を整えることが必要です。
- また、現計画では、若者支援として主に相談事業に力を入れて行ってきましたが、引き続き、支援の網から抜け落ちないような取組が必要です。

○若者（中学校卒業後）も含めた、子どもの成長段階に応じた支援の充実が必要
○生活困難な状況にある子どものうち、ヤングケアラー・外国籍と外国にルーツを持った子ども・障がいのある子ども等への支援が必要

(2) 施策推進における課題

1. 子どもの育ちに直接つながる支援

①子どもの成長支援について

- 低所得層における「朝食欠食」の子どもが多くなっています。
- また、むし歯がある子どもが多いほか、むし歯があるかどうか「わからない」という回答が目立っています。
- さらに、コロナ禍の影響による生活習慣の変化や、物価高騰などの社会状況もあいまって、子どもの朝食摂取状況が悪化している傾向が見られ、栄養状態や健康状態については、今後注視していく必要があります。
- 市では、食育への取組などを通して子どもの成長を支援していますが、生活実態調査の結果を踏まえ、食生活のほかに、身体活動や運動・睡眠・口のケアなどといった、いわゆる生活習慣に関して、生活困難な状況にある子どもにおける実態の整理と支援が必要です。

○生活困難な状況にある子どもの健康に関する状況の把握及び分析が必要
○望ましい生活習慣を形成する支援による、子どもの生きる力の促進が必要

②子どもの居場所づくりについて

- 放課後の過ごし方として、低所得層では習い事をやっている割合が少ないなど、様々な経験や学びの機会が欠如していることが考えられます。また、コロナ禍で親以外の大人や友達と話をすることが減少するなど、孤立の状況がうかがわれます。
- 本市において、地域食堂や、スポーツに触れる機会など、地域において様々な居場所や機会を用意していますが、地域で展開されている「遊び」を含めた様々な活動を身近に感じ、気軽に足が運べるような取組が必要です。

○子どもの自己肯定感・心豊かさを育むような、遊び・経験・体験機会の充実が必要
○子どもが気軽に足を運び、地域や社会とつながることができるための取組が必要

③学習・進学支援について

- 生活実態調査をみると、低所得層では成績が「下のほう」であったり、平日の勉強時間が少ない傾向であったりしています。また、コロナ禍において、授業内容の理解度が低下しています。
- 市において、学習支援教室のほか、児童館にて「ワンダー宿題レスキュー隊」を実施しています。さらに、需要が増えたことを受け日本語教室の拡充等を行っています。
- 成功体験や立ち直りができることの経験を増やすことで、自己肯定感を育み将来に希望が持てるよう、成長の早い段階から（小学生等）、学習を支える取組の充実が喫緊の課題となっています。

○成長の早い段階からの学習習慣定着に向けた支援が必要
○学びの環境整備のほか、支援を必要とする層への学習支援教室等の利用促進が必要

2. 子どもを守り支える保護者への支援

①（新）子どもの貧困の深刻化予防・保護者の生きる力の向上について

- 保護者については、母親の健康状態が低所得層では低所得層以外と比較するとよくないという回答が多くなっています。また、低所得層では「病気」のために母親が就労できないという結果が出ています。
- 貧困の早期対応・深刻化予防の観点から、健康面を支える、あるいは貧困の入口となる要因を取り去る取組が今後の課題となります。

○「子どもの貧困」をだれもが自分ごととして捉えるための啓発等が必要
○生活困難な状況にある家庭に向けた、こころや体における健康面等の状況把握、健康づくりに向けた個別アプローチ・重症化及び課題の複合化予防が必要

②育児に関する不安・負担の軽減

- 生活実態調査において、子育てについての相談相手・相談先は、低所得層で回答割合が少なく、さらに回答へのばらつきがある中で、特に子どもが小さい段階では「公的機関や市役所の相談員」については低所得層以外よりもやや高い割合となっています。引き続き、適切なアドバイスや支援が行えるよう、職員の資質向上に努める必要があります。
- また、同設問において「相談できる相手はいない」も多くなっています。生活困難な状況にある家庭が孤立しないような地域づくりを行うとともに、アウトリーチによる支援も必要です。

- 相談体制の充実が必要
- 生活困難な状況にある家庭の孤立防止支援が必要

3. 生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援

①子どもに係る費用負担の軽減について

- 就学援助制度の認定率が微減傾向である点、教育資金利子補給金の利用が毎年10人程度にとどまっている点をふまえ、家庭における子育てに係る負担を軽減し、子どもが進路に関する夢や希望をあきらめないで済むような補助・免除に係る制度等の周知・利用促進が必要です。
- また、「子供の貧困対策に関する大綱」において、経済的支援のほかに現物給付がより直接的であること等をふまえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていく旨が記載されています。本市では既に支出を抑える地域の活動や譲渡・リユースによる支援について、費用負担軽減に貢献する施策として計画に位置付けていることが特徴です。次期計画においても、意欲的に行われている活動を引き続き推進し活動を浸透させる必要があります。

- 引き続き、支出を抑える市内の活動の発掘や計画への位置付けが必要
- 経済的負担を減らすための制度や支援活動の利用促進が必要

4. 支援の輪の仕組みづくり

①気づき、寄り添い、つながる伴走型支援について

- 子育てに関する市の取り組みの利用について、利用状況は所得の状況で大きな差は見られませんが、利用したことがない理由として「低所得層」の家庭では「サービスを知らない」を挙げている割合が低所得層以外と比べて高くなっている項目が多くなっていることから、支援が必要な家庭への周知が課題となっています。
- 子育て支援に関する情報入手方法については、低所得層では、そもそも積極的に情報入手を行っていない状況がうかがわれるため、自然と目に入ってくるような仕掛けや効果的な周知が必要と考えられます。

- 情報の「見える化」等による、必要な人に必要な支援が確実に届く情報発信が必要
- アウトリーチ等による各施策の効果向上が必要

②連携体制の強化について

- 「子供の貧困対策に関する大綱」等において、子どもの貧困対策について、対象や支援の範囲が広がっているほか、背景が複雑化・複合化していることを踏まえ、児童福祉、保健福祉、男女共同参画・文化交流等との協力・連携体制を強化するとともに、情報共有を引き続き行っていく必要があります。
- 市において、様々な関係団体等による子どもの貧困対策に関わる活動が進められていますが、教育機関をはじめ、関係団体、地域、事業者等に対する意識啓発と、多様な地域資源による協賛により、気づきから支援につなげたり、事業を推進したりする必要があります。

○市内連携のさらなる強化が必要

○地域資源を巻き込み、多様な主体による取組の推進が必要